

第4章 ビジョンの推進体制

1. 各分野の施策の推進

○ このビジョンと各分野の個別計画が一体となって、あいちの健康福祉を推進していきます。

【主な個別計画】

計画の名称	計画期間	平13～22	平23	平24	平25	平26	平27
		2001～2010	2011	2012	2013	2014	2015
21世紀あいち福祉ビジョン	13～22	平13～22					
新しいあいちの健康福祉ビジョン	23～27		平成23年～27年（5年）				
愛知県高齢者保健福祉計画 （第1期～第4期）	1期 12～16 2期 15～19 3期 18～20 4期 21～22	平12～22		平24～26（5期）			
あいち はぐみんプラン （愛知県次世代育成支援対策 行動計画 第1期～第2期）	1期 17～21 2期 22～26	平17～26					
配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画 （第1期～第2期）	1期 17～19 2期 20～24	平17～24					
愛知県障害福祉計画 （第1期～第2期）	1期 18～20 2期 21～23	平18～23		平24～26（3期）			
健康日本21あいち計画	1期 13～22 改定 20～24	平13～24					
愛知県自殺対策総合計画	19～23	平19～23		平24～28			
愛知県地域保健医療計画 （過去6回見直し）	5年ごとに見直し	昭62～22		平23～27			
愛知県地域医療再生計画	21～25	平21～25					
ホームレス自立支援施策等実施計画 （第1期～第2期）	1期 16～20 2期 21～25	平16～25					

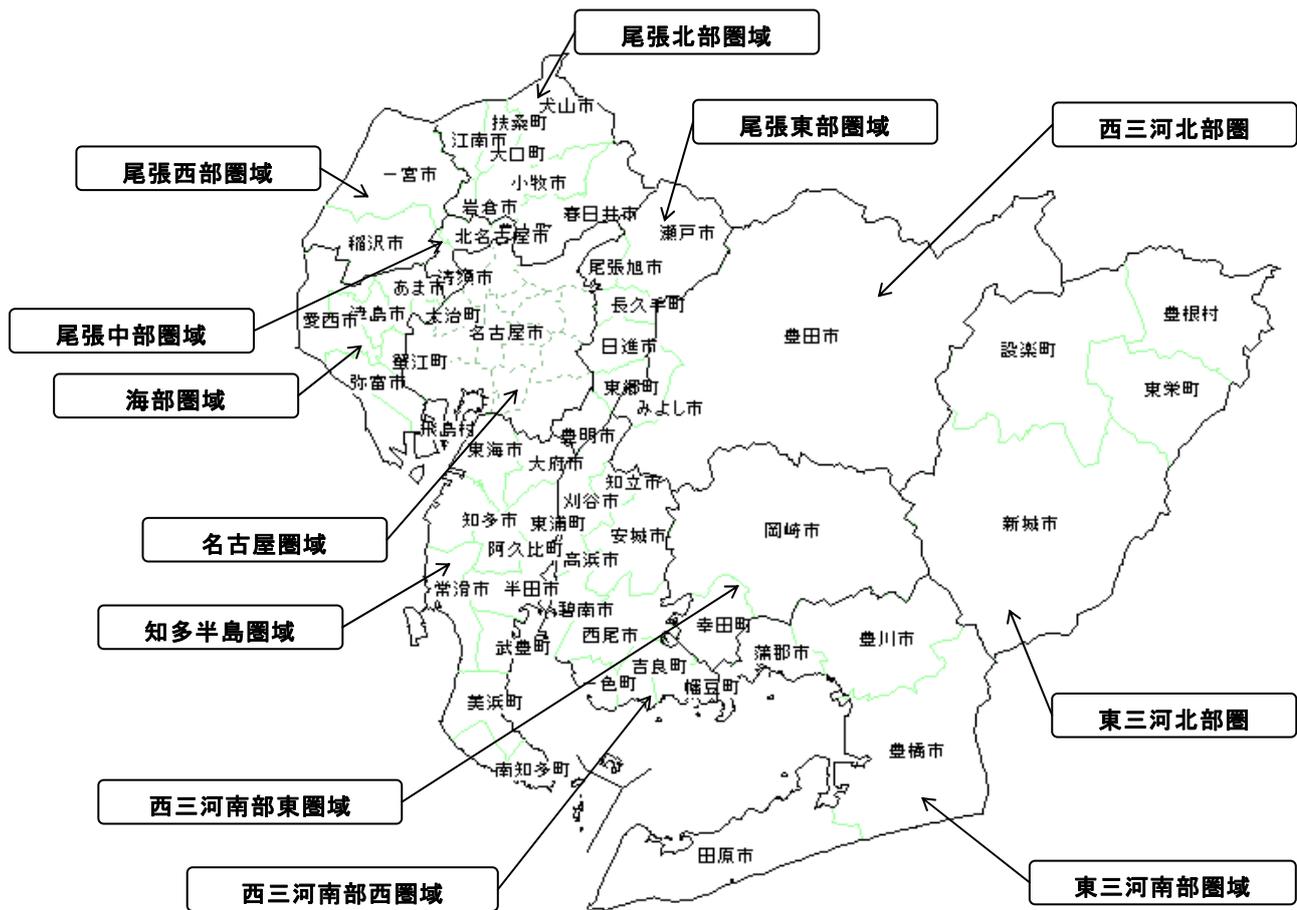
2. 健康福祉ビジョン推進本部

- このビジョンの推進に当たっては、県庁内の総合調整を行う横断的組織である「健康福祉ビジョン推進本部」の活用により、県庁内でビジョンを共有し、毎年度、実施状況を取りまとめるなどして進行管理を行っていきます。

3. 市町村・民間団体・県民との連携・協働

- 健康福祉の推進にあたっては、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が主体となって、地域の実情に応じた施策を展開していますが、市町村だけでは解決できないニーズや、より広域で対応することが効果的なニーズに対しては、県は、広域的、専門的観点からこれを支援していきます。
- 保健・医療・福祉の総合的なサービスの提供の観点から、次のとおりの医療福祉圏域（二次医療圏、老人福祉圏域、障害保健福祉圏域）により、広域的な基盤整備の調整や、圏域内の市町村や関係団体の相互の連携を図っていきます。

圏 域	市 町 村 名
名古屋	名古屋市
海 部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張中部	清須市、北名古屋市、豊山町
尾張東部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町
尾張西部	一宮市、稲沢市
尾張北部	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
知多半島	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河北部	豊田市、みよし市
西三河南部東(案)	岡崎市、幸田町
西三河南部西(案)	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、一色町、吉良町、幡豆町
東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市



- 医療福祉圏域ごとに、市町村や保健・福祉・医療の関係団体などが参加する「圏域保健医療福祉推進会議」に地域の支え合いの担い手である NPO 法人などにも参加を呼びかけるなどした上で、この会議の一層積極的な活用により地域の実情に応じたビジョンの推進を図っていきます。
- 地域の支え合いの担い手である NPO 法人などから、このビジョンの推進を図るため効果的なモデル事業の提案を募り、そのモデル事業を実施するとともに、その成果を県内全域に発信します。

4. 社会情勢の変化への的確な対応

現在国においては、以下のような様々な制度改正が予定されています。

高齢者の分野では、平成 24 年度（2012 年度）の介護保険制度改正に向けて、施設整備や在宅サービスのあり方、給付と負担のあり方、24 時間巡回型訪問サービス、地域における包括的なケア、孤立が懸念される高齢者への支援などが検討されています。

子ども・子育ての分野では、市町村が制度を実施し、国・都道府県等がこれを重層的に支える仕組みを構築する「子ども・子育て新システム」が検討されており、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について包括的・一元的な制度が、平成 25 年度（2013 年度）から施行される予定です（平成 23 年（2011 年）法案提出予定）。

また障害のある人に係る制度の集中的な改革が検討されており、障害者基本法の抜本的改正（平成 23 年（2011 年）法案提出）、障害者総合福祉法（仮称）の制定（平成 24 年（2012 年）法案提出、平成 25 年（2013 年）8 月までに施行）、障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定（平成 25 年（2013 年）法案提出）などが予定されています。

さらに、後期高齢者医療制度改革（平成 23 年（2011 年）法案提出、平成 25 年（2013 年）度施行）や健康日本 21 の見直し（平成 24 年（2012 年）度次期計画策定）なども予定されています。

- 制度改正のほか、社会経済情勢の急激な変化に伴って、様々な問題が健康福祉の分野に生じてくることが考えられます。こうした社会情勢等の変化には柔軟かつ的確に対応することとし、必要に応じてビジョンの見直しを行います。